

第2回みのかも定住自立圏構想共生ビジョン懇談会 人口・交流拡大WG部会 議事録

- 日 時 平成23年10月11日（火）午19時30分から20時まで
- 会 場 美濃加茂市生涯学習センター202会議室
- 参加者 美濃加茂市 高井俊樹 委員（部会長）
坂 祝 町 太田悟実（副部会長）
川 辺 町 佐伯敏充 委員
富 加 町 熊崎満夫 委員
七 宗 町 吉村 研 委員
事 務 局 美濃加茂市 定住自立圏推進室 荒井 浩 室長
三品よし子
七 宗 町 企画財政課 塚本 誠

1. 開 会

2. 部会長あいさつ

部会長：みなさんと協議を進めたい。よろしくお願いします。

3. 共生ビジョンの変更案について

事務局：こちらで担当するのはP30～P52（事業22～43）までです。

共生ビジョン変更案概要の説明を行う。

部会長：まず伺いたい、この会の目的は？主体は行政ですか？

事務局：行政の担当で考えたビジョンに対し、この会では意見をいただきたいと思います。

部会長：新規事業はどこから出てきたものですか？

事務局：4月に定住自立圏の推進本部を美濃加茂市で立ち上げました。その下の実行部隊として、PTを圏域の行政職員で構成しました。新規事業は主に、それぞれの町村から、民間委員を含めた推進会議を経て、提案されたものです。提案は行政から出てきていますが、行政だけでは推進していけないため、民間の力を借りて行かなければならない、と考えます。

この分科会には5つのPTのうち、3つが入っています。

部会長：富加町・七宗町が入る・入らないの判断はどのようにしますか？

事務局：それぞれの町村から、民間委員を含めた推進会議を経て、出てきたものです。

部会長：学校適正化事業は、PTの中で動き出していますか？

事務局：西中が大きくなってきていることもあり、動き出しています。

佐伯委員：全部の事業が既に動き出しているのですか？

事務局：PTによって大きく差があり、具体的に進んでいるものや、これから動くものもあります。

太田委員：共生ビジョンの中で本年度に予算がついているものは、既に動いているのですか？

事務局：そうです。例えば、電算事業などです。

熊崎委員：ワンワールド委員会への富加町の国際交流協会の参加はどうなりましたか？

事務局：こちらでは、まだ確認できていません。

補助金の出し方には2通りあり、つながる事業の審査会で認められた事業と、懇談会に認められた事業とがあります。

部会長：共生ビジョンはバイブルであり、それを基本とすべきだと考えます。つながる事業で採択された事業が、共生ビジョンの中のどの事業に繋がるのか分かるようにしていただきたい。

事務局：つながる事業の募集要項として、共生ビジョンに掲げる事業としてあるので、採択された事業はすべて、共生ビジョンにつながるものとなっており、共生ビジョンが基本となっています。

事務局：去年までの懇談会の役割と、今年の役割は違っています。

吉村委員：例えばスキルアップ事業では、実際には共生ビジョンに加わっていない町村もPT会議に加わっていると聞きました。PT会議ですべて決まっているのであれば、懇談会委員がいなくても良いのではないですか？

事務局：すべて行政で決めているわけではないです。スキルアップ事業では、当初1人当たりの助成額を15,000円と見込んでいましたが、懇談会の中で、額を増額すべきであるとの意見をいただいたこともあり、最終的には、20,000円となりました。

熊崎委員：PT委員の横に、懇談会委員がいると考え、PTでの考え方とは違った視点から考えるという役割を持っているのだ、と理解しました。

部会長：市民団体と連携してやるとなると、広く知らさなければならぬと思いますが？

事務局：定住自立圏のHPを作ったので、それで宣伝していきます。

太田委員：短い時間で、これだけ多くの事業を精査するのは難しいと思いますが？

佐伯委員：懇談会委員は、事業自体の賛否を問われているのではなく、事業の内容を精査するということですね。

事務局：10月14日まで見てもらって、何かあれば連絡することにしてもらいたい。

部会長：行政が事業を決定し、推進していく中で、住民や民間企業等をどう巻き込んで、理解を得るか、PRを含め考えていっていただきたいです。

吉村委員：七宗の民間団体（NPO）が、定住自立圏共生ビジョンにある事業を提案したい場合は直接美濃加茂市に持って行けばよいですか？

事務局：それぞれの町を通していただきたいです。

吉村委員：町の担当者が理解していなければ、却下されてしまうのではないですか。

部会長：提案をする際の仕組みを分かりやすくしていただきたいです。

事務局：検討します。本日説明した内容も考慮いただき、ビジョン更新案への修正意見などは10月14日までに、各市町の役場を通じてご連絡ください。